

参考資料④ TS-10関連箇所抜粋版

コメントNo. 61, 62回答資料⑬

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文十号 + 添付書類十）
【5.1 重大事故等対策】

青字(青下線)：保安規定及び下部規定文書に記載すべき内容
 緑字(緑下線)：下部規定文書に記載すべき内容
 橙字(橙下線)：核物質防護に関連する内容
 黒字(青下線)：要求事項を実施する行為者

設置変更許可申請書【本文】 (補正) R2. 2. 21	設置変更許可申請書【添付書類十】 (補正) R2. 2. 21	原子炉施設保安規定		下部規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p><u>援するための参考情報とし、緊急時対策本部手順書に整理する。</u></p> <p>(a-6) <u>前兆事象として把握ができるか、重大事故等を引き起こす可能性があるかを考慮して、設備の安全機能の維持及び事故の未然防止対策をあらかじめ検討しておく、前兆事象を確認した時点で事前の対応ができる体制及び手順を整備する。</u></p> <p>(a-7) 有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう、運転員及び緊急時対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。固定源及び可動源に対しては、運転員及び緊急時対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。</p> <p><u>予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員及び緊急時対策要員のうち初動対応を行う要員に対して配備した防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう手順と体制を整備する。</u></p> <p><u>有毒ガスの発生による異常を検知した場合、当直長等に連絡し、当直長等は連絡責任者を經由して通信連絡設備により、有毒ガスの発生を発電所内の必要な要員に周知する手順を整備する。</u></p> <p><u>大津波警報が発令された場合、発電用原子炉を停止し、冷却操作を開始する手順を整備する。</u></p>	<p><u>参考情報とし、緊急時対策本部手順書に整理する。</u></p> <p>f. <u>前兆事象として把握ができるか、重大事故等を引き起こす可能性があるかを考慮して、設備の安全機能の維持及び事故の未然防止対策をあらかじめ検討しておく、前兆事象を確認した時点で事前の対応ができる体制及び手順を整備する。</u></p> <p><u>大津波警報が発令された場合、発電用原子炉を停止し、冷却操作を開始する手順を整備する。また、所員の高台への避難及び扉の閉止を行い、津波監視カメラ及び取水槽水位計による津波の継続監視を行う手順を整備する。</u></p>	<p>運転操作を支援するための参考情報とし、緊急時対策本部手順書に定めること。</p> <p>キ. 各GMは、前兆事象として把握ができるか、重大事故等を引き起こす可能性があるかを考慮して、設備の安全機能の維持及び事故の未然防止対策をあらかじめ検討しておく、前兆事象を確認した時点で事前の対応ができる体制及び手順を整備する。</p> <p>添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準 1. 3 手順の整備 (1)</p> <p>ク. 技術計画GMは、予期せぬ有毒ガスの発生時に、運転・対処要員に対して配備した防護具を着用すること並びに使用する防護具用ポンペを供給することにより、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう手順と体制を定める。</p> <p>ケ. 技術計画GMは、有毒ガスの発生による異常を検知した場合に、当直長等に連絡し、当直長等は連絡責任者を經由して通信連絡設備により、有毒ガスの発生を必要な要員に周知するための手順を定める。</p> <p>キ. (ア) 発電GM及び防災安全GMは、大津波警報が発令された場合、原子炉の停止及び冷却操作を行う手順、また、所員の高台への避難及び扉の閉止を行い、津波監視カメラ及び取水槽水位計による津波の継続監視を行う手順を整備する。</p>	<p>・設置変更許可本文記載事項のため保安規定に記載する。</p> <p>・要求事項及び法令等へ適合する事項を確実に実施するために必要な事項は、保安規定に記載</p> <p>・設置変更許可本文記載事項のため保安規定に記載する。</p> <p>・要求事項及び法令等へ適合するために必要な事項のため、保安規定に記載する。</p>	<p>対策本部運営要領 (新規) 【支援組織の判断情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NM-59-2・KK-I10-501 EHP (新規) ・NM-59-3・KK-S1-105 前兆事象対応要領 (新規) <p>【津波への事前対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NM-51-5・KK-H1-507 事故時運転操作手順書 (AOP) (既存) ・NM-58-3・KK-D7-103 自然現象対応要領 (新規) ・NM-51-6 状態管理マニュアル (既存) ・NM-59-3・KK-S1-105 前兆事象対応要領 (新規) 	<p>報を「NM-59-2・KK-S1-101 緊急時対策本部運営要領・号機班運用ガイド」に整理する。(新規記載)</p> <p>・中央制御室および、緊急時対策所における初動対応要員に対し酸素呼吸具を装着し、有毒ガスに対して初動対応を行う旨を記載。</p> <p>・使用済みポンペを供給するためのバックアップ体制を記載。さらに、有毒ガス発生を必要な要員に周知するための連絡体制を記載 (新規記載)</p> <p>・大津波警報が発令された場合、原子炉の停止及び冷却操作を行う手順</p> <p>・所員の高台への避難及び扉の閉止を行い、津波監視カメラ及び取水槽水位計による津波の継続監視を行う</p>